

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第12回） 事業者ヒアリングご説明資料

日本ケーブルテレビ連盟

2024年9月20日

アジェンダ

HFCの標準判定式

特異判定式の内容について

負担金を徴収する対象について

HFCの標準判定式

HFCの標準判定式

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定
に関する報告書 2024年3月 p10

(ウ) 考え方

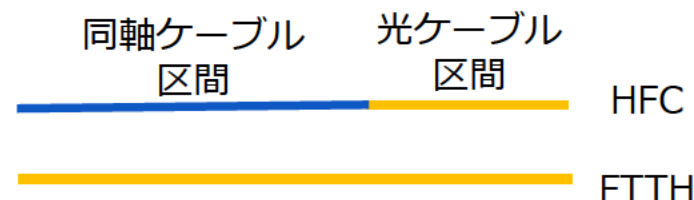
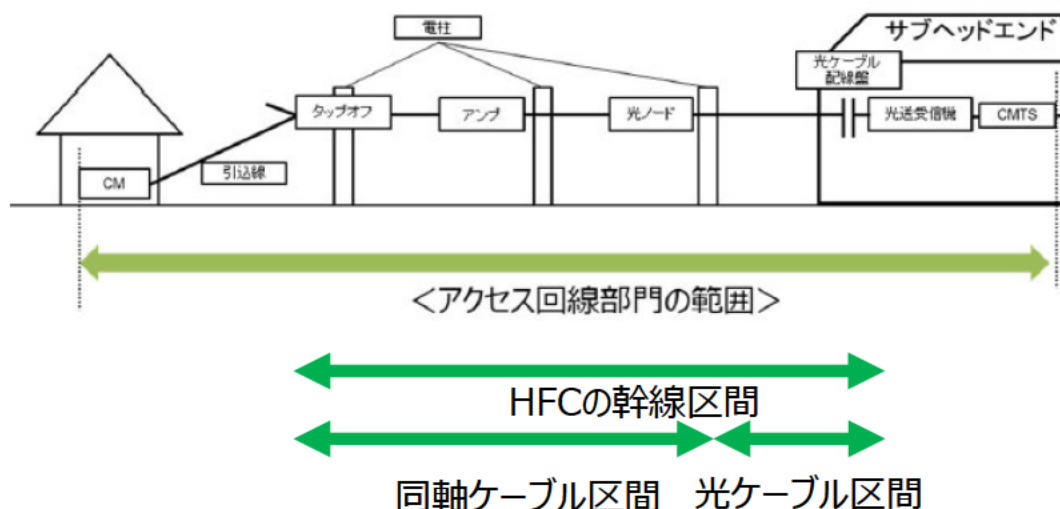
第二種交付金制度を可能な限り早期に運用し始めることで全国津々浦々に FTTH 基盤の整備を促進するとの目標に照らすと、FTTH、HFC 及びワイ固専用型の各標準 判定式を個別に検討していくことは、その整理に多大な時間・労力等を要することが 想定され、バランスを欠く可能性がある。

したがって、まずは FTTH の標準判定式を構築するための詳細な検討を実施し、**HFC及びワイ固専用型の標準判定式については、FTTHの標準判定式に補正をかけた構築することが適当と判断し、議論を進めてきた。**

HFC 及びワイ固専用型の標準判定式を構築する際は、FTTH の標準判定式に対する補正方法が妥当であるかを**実際のコストも踏まえて確認をしながら、その判定式 の構築の可否も含めて、検討することが適当である。**

HFCの標準判定式

1) HFCの特徴



回線の収容比（分岐数）

光ケーブル区間1回線あたり	
FTTH	32回線
HFC	200回線

（モデル化にあたっての設計値）

- HFCの幹線区間は、同軸ケーブル区間（タップオフ～光ノード）と光ケーブル区間（光ケーブル）に分けることができます。
このうち光ケーブル区間のコストは、光ケーブルの敷設費用に相当するため、FTTHとHFCの光ケーブル区間のコストは同じと考えることが可能です。
- HFCの場合、光ケーブル区間の1回線あたりの収容回線数はFTTHと異なります。このため回線の収容比も考慮する必要があります。

HFCの標準判定式

2) HFCの補正值（維持費補正係数）の求め方

HFCの補正值を求めるにあたり、維持費は設備量（設備投資額）に比例するものの前提に光ケーブル区間と同軸ケーブル区間の設備量を基に維持費補正係数を算出することが適切であると考えます。

構成員限り

構成員限り

- 同軸ケーブル区間のコストは、同軸ケーブルのコストが、大部分を占める。
- 同軸ケーブル区間の距離は、光ケーブル区間より、大幅に長い。
- 光ケーブル区間と同軸ケーブル区間の距離当たりのコスト単価は、光ケーブルコストがやや高いが、ほぼ同じ。

HFCの標準判定式

3) HFCの標準判定式の補正值（維持費補正係数）

維持費補正係数は、同軸ケーブル区間と光ケーブル区間の距離当たりの単価の比率（＝維持費比率）、および同軸ケーブル区間と光ケーブル区間の総延長の比率、さらに前々頁の回線の収容比を用いることで算出することが可能です。

- 同軸ケーブル区間の距離当たりの単価 : A (円/m)
- 光ケーブル区間の距離当たりの単価 : B (円/m)
- 光ケーブルに対する同軸ケーブルの維持費比率 : A / B
- 光ケーブルの維持費比率 (HFC/FTTH) : D (= 1)
- 同軸ケーブル延長比率 (同軸ケーブル区間の総延長÷HFCの幹線区間の総延長) : C
- 光ケーブル延長比率 : 1 - C
- 回線の収容比 : E

維持費補正係数

$$= \text{同軸ケーブル延長比率 (C)} \times A / B + \text{光ケーブル延長比率 (1 - C)} \times D \times E$$

特異判定式の内容

特異判定式の内容（特異判定式の算定方法）

1) 実際の構築費用について

1. 特異判定式における算定方法（実際の構築費用）

- 維持管理費用（施設保全費等）については、地域特性および非効率性の排除を反映できることから、以下の算定方法が適当と考えます

$$\begin{array}{ccc} \text{施設保全費等} = & \boxed{\text{実際の構築費用}} & \times \quad \boxed{\text{維持管理係数(全国平均)}} \\ \text{(共通費・管理費等を含む)} & \text{伐採や除雪、急な斜面での施工等の} & \text{支援対象外エリア(都市部)も含む平均値} \\ & \text{追加的工工程・物品等が反映される} & \text{条件不利地域で見込まれる非効率性に対し、} \\ & \text{(都市部よりも高額となる想定)} & \text{都市部の効率性を予め織り込むことが可能} \end{array}$$

（実際の構築費用※1） ※1 維持管理費用を算出するために用いる値

- 特異判定式が適用される ①公設設備が民間移行された場合 ②新規に民設民営方式の設備が整備された場合（補助事業等を活用した整備）においては、自治体事業における議会承認プロセス・補助事業の交付決定プロセス等を通じ、設備量・構築費用等に係る適正性が担保されていると考えられることから、**原則としてその額を用いることが適当**と考えます
- 一方、**その設備量が実際の役務提供に要する設備量と異なる場合等**※2は、以下により、構築費用を設定することが適当と考えます。その際、投資単価は、標準判定式の算定に用いられる入力値（設備種別ごとの単価）を利用することが可能と考えます

$$\text{構築費用(投資額)} = \underbrace{\text{(電気通信事業者が移行を受けた設備量)}}_{\text{民設移行に際し自治体と電気通信事業者の間で締結される契約書等により把握可能}} \times \underbrace{\text{(投資単価)}}_{\text{標準判定式に用いられる設備種別ごとの投資単価※3}}$$

※2 民設移行時に初期整備に係る投資額の記録が残存しない

道路拡幅工事に伴う設備移転等により当初の構築設備量から変動が生じ、構築額が実態と乖離している場合 等

※3 電気通信事業者の会計実績に基づき、電柱・光ケーブル等の設備種別ごとに設定される値

特異判定式の内容（特異判定式の算定方法）

1）実際の構築費用について

施設保全費等＝「実際の構築費用（投資額）」× 維持管理係数（全国平均）

- 「実際の構築費用」についてはNTT東西殿の考え方に賛同します。
- 「維持管理係数」については、各事業者の実態に即した値になるべきですが、多くの中小の事業者はNTT東西殿の接続料の算定に使用される数値をもとにしたようなデータを出すことは難しく、実際に係数を算定することは非常に困難です。したがって、NTT東西殿の維持管理費を使用するのが適当であると考えます。

特異判定式の内容

2) 更新費用の算定

①更新の対象は、「設備の老朽化」に限定することについてどう考えるか

- ① 道路拡幅工事等に伴う設備移転のための除却・再投資
- ② 鳥獣害等により損壊した設備の復旧
- ③ 老朽化等による故障等に伴う設備取替
- ④ 災害等により損壊した設備の復旧
- ⑤ サービスマイグレーションとして行う設備更新
※サービス維持の範疇(市場における技術進展に追随する設備更新を含む)
を超えると考えられる更新については、交付金算定対象から除外

● 事業者が行う設備更新の内容は、NTT東西殿の資料（9月4日 第10回資料 資料3 P9）にて示された①～⑤があることはその通りです。

● ですが、前述のとおり、想定される設備更新はあるものの、対象とすべき設備更新は、予測可能な平時の必要最小限のものとし、本制度の運用開始時は「設備の老朽化」に限定することに賛同します。

将来に設備の老朽化以外の対象が原因で事業者が撤退することはユニバーサル制度の趣旨からも望ましくないため、今後の制度運用において事例の蓄積・検証を行い、必要に応じて見直しを行っていくことも考慮すべきと考えます。

負担金を徴収する対象

負担金を徴収する対象について

集合住宅・法人向けに提供される役務に係る回線数の数え方

(9月4日 第10回 事務局資料2 P13)

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

「集合住宅のバルク契約においては、1契約に複数のエンドユーザがいるため、事業者側でエンドユーザ数を把握しておらず、契約数とエンドユーザ数が一致しない場合があります。この場合、契約数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。」
「また、法人契約においては、一契約に複数の回線が含まれる場合があります。この際には回線数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。」
(2022年9月5日第3回ブロードバンド基盤WGヒアリング資料・7頁)

- 集合住宅向けに提供される役務に係る負担金の徴収については、回線数を単位とし、徴収する第二種負担金の額を算定することに賛同します。
- 回線数の数え方については、集合住宅向けの回線数は、最終提供事業者が適切な回線数を把握し、報告することに賛同します。
- 集合住宅の場合、一括契約であっても、集合住宅内に設置する回線数が把握できる場合、もしくは契約で回線数を指定している場合には、その数字を用いることが望ましいと考えます。
一括契約で集合住宅内に設置する回線数が把握できない場合に限り、提供可能な最大戸数を回線数として報告することが望ましいと考えます。